

アップコン株式会社

定 款

2025年10月1日 改定

アップコン株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、アップコン株式会社と称し、英文では、UPCON CORPORATION と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業
- (2) 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事に関する施工技術のノウハウの賃貸及び販売
- (3) 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事に関する営業・販売権の賃貸及び販売
- (4) 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事に関するコンサルティング業務
- (5) 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事
- (6) 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事に関する施工技術、施工資機材及び機械器具に関する開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
- (7) 土木、建築用資機材及び機械器具の開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
- (8) 地盤改良素材の開発、製造、販売及び輸出入
- (9) 地盤改良素材の利用・使用に関するコンサルティング業務
- (10) ポリウレタン製品の開発、製造、販売及び輸出入
- (11) ポリウレタン製品の利用・使用に関するコンサルティング業務
- (12) コンクリート補強材の開発、製造、販売及び輸出入
- (13) コンクリート補強材の利用・使用に関するコンサルティング業務
- (14) 災害復旧資材の開発、製造、販売及び輸出入
- (15) 災害復旧資材の利用・使用に関するコンサルティング業務
- (16) 工業所有権、ノウハウその他の無体財産権の取得、売買、賃貸及び技術指導
- (17) 当会社は、次の事業を営む会社の株式・持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
 - ① 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事
 - ② 地盤沈下修正工事及び地盤改良工事に関する施工技術、施工資機材及び機械器具に関する開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
 - ③ 土木、建築用資機材及び機械器具の開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
 - ④ 地盤改良素材の開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
 - ⑤ 上記に付随する一切の業務
- (18) 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第5条 (機関の設置)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、15,592,800株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は100株とする。

第9条 (単元未満株主についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招 集)

定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第 13 条 (招集権者及び議長)

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 14 条 (基準日)

当会社は、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第 15 条 (決議の方法)

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条 (電子提供措置等)

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条 (取締役の選任)

- 1 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらない。

第 20 条 (取締役の任期)

- 1 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

- 1 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、上記期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役が当該提案について異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第 26 条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除及び責任限定）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもつて、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第30条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第31条（監査役の選任）

監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第32条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、上記期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条（監査役会議事録）

監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 37 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 38 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条（監査役の責任免除及び責任限定）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 40 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

第41条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 43 条（剰余金の配当等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附 則)

第1条（電子提供措置等に関する経過措置）

- 1 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。